

知っている税の申告をする際などに役に立つ「医療費控除」について、2回シリーズでお知らせします。第1回目は、「知識編」です。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

そもそも、医療費控除って何？



1年間(1月1日から12月31日まで)に、本人または生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

【ポイント】控除を受けるには申告が必要です！

ご存じですか？セルフメディケーション税制



健康維持や疾病予防として一定の取り組みを行う方^{※1}が、特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品^{※2})等を購入した際に、その購入額が年間1万2,000円を超えると、その超える部分の金額(最高8万8,000円)について、所得控除ができる制度です。

【ポイント】医療機関にはあまりかかる機会がないけれど、特定健診等を受け、スイッチOTC医薬品を購入している方が控除を受けられる制度です！

医療費控除はどんなものが対象になるの？

医療費控除の対象となるのは、「治療に要したもの」「セルフメディケーション税制の対象になるもの」のみで、美容目的や、日常生活の補助に関するものについては対象となりません。

【ポイント】眼鏡の作製を例にとると、「弱視や白内障等で、医師が治療に必要だと判断した眼鏡」は医療費控除の対象となりますが、「日常生活に使用する近視・遠視・老眼等の矯正のための眼鏡」は対象となりません。

どちらがお得？確認しよう 医療費控除の計算方法

医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかを選択して申告します。申告期限後に、選択したものの更正の請求や修正申告において変更することはできませんのでご注意ください。

【一般的な医療費控除】

医療費控除額(最高200万円) = 支払った医療費^{※3} - 補てん金^{※4} - 10万円または所得金額の5パーセントのどちらか少ない金額

※3…支払った医療費を合算した額です。

※4…例えば、歯科医院にかかった医療費と骨折で入院した医療費で、骨折で入院した分のみ保険などの補てん金があった場合、補てん金は骨折の入院で支払った医療費額からのみ差し引きます。補てん金の額が骨折分の医療費を上回ったとしても、その分を歯科医院分の医療費額からは差し引きません。

【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】

セルフメディケーション税制に係る医療費控除(最高8万8,000円) = スイッチOTC医薬品の年間購入額 - 保険金などで補てんされる金額 - 1万2,000円

※1…健康の保持増進および疾病予防として一定の取り組み(特定健診や人間ドックの受診等)を行ったことを明らかにする書類(領収書や結果通知表等)の添付または提示が必要です。

※2…ドラッグストア等で販売されている医師の処方せんがなくても購入できる医薬品のうち、医療用から切り替えられた医薬品です(領収書に制度の対象である旨が記載)。

手続きするには、どうすればいいの？

医療費控除に必要な書類を作成した上で、確定申告や住民税申告を行います。なお、書類の作成方法は「広報とうかい(11月25日号)」に掲載します。また、医療費控除を中心とした所得税の申告についての税務講座を12月4日(水)に開催する予定です。詳細は「広報とうかい(11月25日号「情報ガイド」)」をご覧ください。

よくある質問

Q & A



Q. 医療費控除って、支払った医療費が戻ってくることですか？

A. いいえ、違います。

医療費控除は、あくまで所得税・住民税の計算に使用する所得控除の1つであり、税額が低くなる可能性はありますが、支払った医療費が戻ってくるものではありません。※所得税・住民税が課税されていない方は、医療費控除の計算をしても税額は変わりません。